

中小企業経営強化税制 Q&A集(ABDE類型共通)

No	質問	回答
共- 1	設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。	新品の設備を取得、製作もしくは建設した場合が対象であるため、設備の修繕等は対象となりません。
共- 2	本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。	生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。
共- 3	働き方改革に資する設備は、本税制の対象となる生産等設備に該当するか。	例えば、次のような減価償却資産は本税制の対象となる生産等設備に該当します。 ・建物附属設備の例 生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等の中に設置される施設(食堂、休憩室、更衣室、ロッカールーム、シャワールーム、仮眠室、トイレ等)に係る建物附属設備(電気設備、給排水設備、冷暖房設備、可動式間仕切り等) ・器具及び備品の例 工場、店舗、作業場等で行う生産等活動のために取得されるもので、その生産等活動の用に直接供される器具備品(テレワーク用電子計算機等)、ソフトウェア(テレビ会議システム、勤怠管理システム等) 詳しくは、下記の質疑応答事例(国税庁)をご確認ください。 https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm
共- 4	自ら作って固定資産計上する設備は対象となるのか。	取得(購入)するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
共- 5	中古品は対象となるのか。	中古品は対象なりません。
共- 6	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)、②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

共- 7	設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、本税制の対象となるのか。	はい、原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。なお、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。
共- 8	取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。	取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。
共- 9	単品の取得価額は、どのように判定するのか。	機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。
共- 10	取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと(請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと)を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
共- 11	事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
共- 12	設備を購入ではなくリース取引により取得した場合も、本税制の対象となるのか。	ファイナンス・リース取引により取得した設備については対象になりますが、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外リース取引により取得した設備については税額控除のみ利用可能(特別償却は利用不可)となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産の取得価額をベースに計算することとなります。また、オペレーティング・リース取引により取得した設備については本税制の対象外となります。

共- 13	本税制について、特別償却を実施した場合、準備金方式を採用できるのか。	採用できます。
共- 14	補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っているが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制は使えるのか。	「圧縮記帳」の適用を受けた場合、取得価額の判定は圧縮後の金額でされるため、対象にはなりません。
共- 15	自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれるのか。	自社で製作した設備の取得価額には、当該設備の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。
共- 16	他の税制との重複適用は可能か。	同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。
共- 17	本税制について、税額控除限度超過額の繰り越しは可能か。	1年間の繰り越し認められています。
共- 18	本税制の税額控除額の上限について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すれば良いか。	他の税制の適用を受ける場合、本税制における税額控除額の上限は、その他の税制を適用する前の法人税額の20%を限度とすることになります。 なお、本税制と中小企業投資促進税制を利用する場合、2つの措置の税額控除の合計で税額控除額の上限を計算することになりますので、ご注意ください。
共- 19	本税制について、同一企業が、設備単位で特別償却と税額控除を使い分けることができるのか。	可能です。例えば、X機械については特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けができます。
共- 20	設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。
共- 21	親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が本税制の適用を受けることは可能か。	子会社で新規に取得等をした設備となるため、当該子会社が本税制の適用を受けることが可能です。

共- 22	本税制は業種問わず利用することは可能か。	業種問わず利用することはできません。本税制の対象業種は、中小企業投資促進税制(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigoutousisokusinzeisei.html)における対象業種となります。
共- 23	売電のみを目的とした発電設備の導入は対象になるのか。	全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については本税制の指定事業に含まれておらず、対象となりませんのでご注意ください。
共- 24	全量売電ではなく発電した電気の一部を販売することを目的とした発電設備の導入は対象になるのか。	経営力向上計画に記載された実施期間のうち、その計画に基づき導入する発電の用に供する機械装置、建物、建物附属設備により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、その当該設備により発電されることが見込まれる電気量のうちに販売を行なうことが見込まれる電気量の占める割合が2分の1を超える場合については、本税制の対象となりません。
共- 25	娯楽業の取り扱いについて教えてほしい。	娯楽業につきましては、映画業を除き本税制の指定事業に含まれておらず対象となりませんのでご注意ください。娯楽業に含まれる業種につきましては、日本標準産業分類(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsu.html)をご確認ください。
共- 26	医療業の対象設備について教えてほしい。	医療保健業を行う事業者が取得する医療機器、建物、建物附属設備については、本税制の適用を受けることはできません。他の税制措置(高額医療特償)の利用をご検討ください。
共- 27	導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか。	個々の設備の使用目的等に応じて適切な資産に計上してください。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。例えば、「建設機械」であっても、人又は物の運搬を目的として使用されるなど、使用目的や使用状況によっては「車両及び運搬具」に該当する場合があります。その場合には、本税制の適用が受けられませんのでご注意ください。
共- 28	手続きの基本的な流れを教えてほしい。	工業会証明書(A類型)又は経済産業大臣(経産局)の確認書(B、D、E類型)を取得後、中小企業等経営強化法の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが原則の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。
共- 29	中小企業等経営強化法の認定にはどれぐらいの時間がかかりますか。	一ヶ月以内を目指としておりますが、余裕を持ってご申請ください。

共- 30	計画の認定後に追加で設備を取得した場合にはどうなるのか。また、計画認定時と異なる設備を取得しようとする場合にはどうするのか。	法第18条第1項に基づき、経営力向上計画を変更(追加で取得する(又は変更して取得する)設備を計画に記載)し、変更認定を受けることで、本税制を受けることができます。計画変更の際も、追加で取得する(又は変更して取得する)設備について、工業会証明書(A類型)又は経済産業大臣(経産局)の変更確認書(B、D、E類型)のコピーを添付資料としてご提出下さい。
共- 31	申告時に必要となる書類を教えてください	申告時には、中小企業等経営強化法の認定書及び認定の申請書、A類型の場合には工業会証明書、B、D類型の場合には経済産業大臣(経産局)の確認書、E類型の場合には経済産業大臣(経産局)の確認書及び給与増加割合に関する報告書それぞれの写しを添付してください。
共- 32	本税制を利用できない場合、ほかに税制措置はないのか。	各種手続きの要件や時間の制約との関係上、本税制が使えない場合でも、中小企業投資促進税制(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousokusinzeisei.html)が適用できる場合もございますので、活用につきましてご検討ください。
共- 33	設備を認定より前に取得してしまった場合は、本税制を利用することはできないのか。	<p>経営力向上設備等は、計画認定後に取得することが原則ですが、経営力向上計画を申請する前に設備を取得する場合は、申請書到達日から遡って60日以内に設備を取得する必要があります(設備取得日から60日以内に経営力向上計画の申請書が行政庁に到達する必要。計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です)。なお、設備の取得時期は、平成29年4月1日から令和9年3月31日までの期間内かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。</p> <p>上記の場合において本税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度(各企業の事業年度)内に認定を受ける必要があります(当該事業年度を超えて認定を受けた場合、本税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください)。</p> <p>※D、E類型は計画認定後に設備を取得する必要があるので、認定より前に設備を取得している場合は、当該設備は本税制の対象外となります。</p>
共- 34	コインランドリー業においてどのような設備が税制の対象となるのか。	主要な事業としてコインランドリー業を行う場合の当該事業の用に供する設備は対象となります。また、主要な事業に該当しない場合でも「管理のおおむね全部を他の者に委託するもの」に該当しない場合は対象となります。
共- 35	'主要な事業'にはどのようなものが該当するのか。	<p>継続的に自社の経営資源を活用し、現在行っている事業又は今後行う予定の事業や、これらの事業に付随して行う事業が該当します。例えば、自社の役員や従業員の多くが携わっている事業や、既存事業に加えて新規事業として自社の土地や建物を活用して行う事業、ある主要な事業を行う事業者がその利用者に向けたサービス提供のために行う事業などが該当します。なお、主要な事業は、一事業者に一つの事業に限られるものではなく、複数の事業が該当することもあります。</p> <p>※「経営資源」とは、事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除きます。)その他これらに準ずるものをおいいます。</p>

共- 36	「その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの」にはどのようなものが該当するのか。	事業の全体管理を含め、その事業の実施のための業務の全部を他の者に委託するものについては該当します。事業の全体管理や事業に係る業務の全部又は一部を事業主、役員又は従業員が実施している場合には該当しないと考えられますが、個別の管理の状況によっては該当する場合もあります。
共- 37	令和7年3月31日までに認定の申請をした経営力向上計画に記載のある暗号資産マイニング業の用に供する設備等について、本税制は適用されるのか。	令和7年3月31日までに認定の申請又は変更の認定の申請がされた経営力向上計画に記載された暗号資産マイニング業の用に供する設備等は、暗号資産マイニング業が主要な事業でなく、その管理のおおむね全部を他の者に委託する場合を除いて適用されます。
共- 38	暗号資産マイニング業とはどのような事業が該当するのか。	いわゆる「マイニング」などにより、ブロックチェーンのブロックを生成し、報酬を得る事業が該当します。 ※PoW、PoS等と言ったコンセンサスアルゴリズムの差は問わず、全て対象となります。

Q & A集(A類型)

No	質問	回答
A- 1	A社の製品をB社がカスタマイズしてユーザーに納品した場合、証明書の発行申請は誰が行うのか。	設備の最終的な性能を把握しているのはカスタマイズしたB社ですので、申請は原則B社が行ってください。ただし、その際の比較対象はA社の旧モデルになりますので、適宜A社から旧モデルのパンフレット等を取り寄せる必要があります。
A- 2	複数のメーカーが生産する機械装置で構成される設備の扱いはどのように考えればよいか。	最終的にユーザーに納めるメーカー(最終組立メーカー)が団体に証明書発行を申請することを想定しています。生産性向上の度合いは、構成する機械装置の中でコアとなる機械装置(すなわち、当該設備にとって必要不可欠な主たる機械)に基づいて判断してください。
A- 3	輸入した設備(海外メーカー製)の扱いはどのように考えればよいか。	要件に合致することを示す判断材料があれば、輸入した設備も対象になります。その場合は、海外メーカー名で、代理店等が申請者となることも可能ですが。ただし、設備に関して正確な申請が可能と工業会が判断できる場合に限ります。
A- 4	(メーカーが新事業を開始した場合など)比較すべき旧モデルが全くない新製品は対象となるのか。	比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、販売開始時期のみが要件となります。新製品であれば必ず証明書が発行されるわけではありません。類似する機能・性能を持つ設備があるものは、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。
A- 5	何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいのか。	以下が具体的な指標となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・単位時間当たり生産量 (例) 時間当たり掘削量(m³/h)、時間当たり生成量(個/h) 等 ・歩留まり率 (例) 完成品数/投入原料数、良品数/完成品数 等 ・投入コスト削減率 (例) 必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率 等 <p>ただし、投入コストは当該設備の製作に係る費用(金銭)という意味ではなく、それ以外の時間や原料の量など、当該設備を利用して物等を生成するために必要となる要素を意味しています。</p>
A- 6	年平均1%以上向上の比較対象は何か。	当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。設備ユーザーが現在使用しているモデルとの比較ではありません。
A- 7	生産性指標について、投入コスト削減率が0.5%、単位時間当たり生産量が0.5%向上している場合、合計1%向上ということで要件を満たすか。	いいえ、要件を満たしません。あくまで単一の指標について年平均1%以上向上することが必要です。

A- 8	一代前モデルとは何を持って考えるのか。	機能や構造の変更など、大きな変更があった場合をモデル変更とみなし、変更前を一代前モデルと考えます。ただし、デザイン(色等)の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更とはみなせません。生産性向上について、適切に比較できるかという観点から、設備メーカーにおいて判断してください。
A- 9	工業会証明書は減価償却資産の種類も証明しているのか。	工業会証明書は減価償却資産の種類を証明するものではありません。工業会証明書では、「減価償却資産の種類」の欄に記載された減価償却資産の種類を前提に、販売開始時期要件及び生産性向上要件を満たしていることを証明するものです。 例えば、「機械及び装置」と「車両及び運搬具」など、使用目的や使用状況によって「減価償却資産の種類」が異なる場合がありますので、ご注意ください。
A- 10	販売開始年度等の「年度」とは、いつからいつまでを指すのか。	1月1日から12月31日までを指します。
A- 11	同じ設備を複数個導入する場合は、証明書も複数必要となるのか。	同時に複数の同じ設備を導入する場合には、経営力向上計画の申請書に導入予定の個数を記載いただくことで一枚の証明書にて対応可能です。
A- 12	同じ設備について違う取得時期で導入する場合には、証明書も複数枚必要となるのか。	同一年内における設備の取得であれば一枚の証明書にて対応可能です。翌年の取得設備に関しては、別の証明を取得してください(販売開始要件の前提条件である取得時期が異なるため)。 ※2026年に取得する設備の証明書は、2025年内でも取得できます。 なお、経営力向上計画において、取得時期が異なる場合には、行を分けて記載ください。
A- 13	工業会等から発行される証明書は、設備を導入する前の日付で発行されたものでなければならないのか。	本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法の認定を受け、その認定後に設備等を取得することが原則の流れとなります。認定の申請に際しては、導入する設備について生産性が年平均1%以上向上することを証明する書類(工業会証明書)を添付する必要がありますので、証明書の発行された日付は認定の申請日以前である必要があります。
A- 14	工業会証明書の申請日はいつを指すのか。	工業会証明書の申請日は設備メーカーが団体へ証明書発行を依頼した日付となり、証明書(様式1)の中段右側で設備メーカーが記載した日付が申請日となります。

Q & A集(B類型)

No	質問	回答
B- 1	経済産業大臣(経産局)に申請後、確認書発行まではどの程度の期間がかかるのか。	繁忙期であっても、1ヶ月以内を目処としておりますが、余裕を持ってご申請ください。なお、書類に不備がある場合や書類の修正対応に時間を要する場合につきましては、更に時間がかかることがありますのでご注意ください。
B- 2	経済産業大臣(経産局)への申請はいつまでに行う必要があるのか。	設備の取得等前に経済産業大臣(経産局)の確認及び中小企業等経営強化法の認定を受ける必要がありますので、それに間に合うよう余裕を持ってご申請ください。 投資計画については、公認会計士又は税理士の事前確認を必要としており、その後、経産局に申請をしていただきます。確認申請書の内容が分かる方に説明をお願いしておりますので、申請に際しては経済産業局にご連絡ください。
B- 3	5力年の長期設備投資計画を立てている場合、投資利益率の水準は満たしても、実際に設備を取得等するのが令和9年度以降になってしまふ場合に本税制は受けられるのか。	いいえ、受けられません。本税制が受けられる設備は、平成29年4月1日から令和9年3月31日までに取得等をし、事業の用に供したものになります。
B- 4	会計監査人や顧問税理士であっても事前確認業務を行うことは可能か。	特に制限はありませんので、可能です。例えば社内に有資格者がいる場合は、その者が事前確認を行うことも可能です。
B- 5	本社所在地が東京で、実際に設備投資をする工場が北海道である場合、どの経産局に申請すれば良いのか。	本社所在地を管轄する経産局へ申請してください。
B- 6	登記簿謄本は、コピーでも良いか。また、発行期限(何ヶ月以内)はあるのか。	コピーでもかまいません。期限については特に設けませんが、最新の情報が記載されているものをご準備ください。
B- 7	対象設備の範囲はどのように判断すればよいか。	本税制適用の対象として経営力向上計画の申請書に添付する投資計画において、その投資の目的を達するために必要不可欠な設備が対象となります。対象となる設備の金額が大きいほど本税制の適用金額が大きくなる一方、投資利益率は既定値を達成しづらくなるため、投資目的達成に必要な設備のみが対象となっており、かつ投資目的達成に必要な設備が網羅的に対象となっている必要があります。

B- 8	取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。	本税制適用の前提となる投資計画の確認の段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階までは至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額算定のための見積書等を入手しているにすぎないことを想定しています。従って、ここで必要となる取得価額は、金額が確定しているものに限定されるものではありませんので、ROIの分母金額の算定根拠となった見積書等を根拠資料として足りるものとしています。
B- 9	収益力強化設備の投資において、本税制の対象外となっている設備(車輌・建物や、160万円未満の機械装置等)を同時に導入する場合、その金額も分母に加えるのか。	B類型の確認は、本税制の対象となるかどうかを判定するものではなく、投資計画の投資利益率を確認する手続きとなります(B類型のうち、一定のものが本税制の対象となります。)。投資額(分母)には、本税制の対象外となっている設備を含め、当該投資目的を達成するために必要不可欠な設備の取得価額の合計額としてください。
B- 10	収益力強化設備について、個別の設備においても、生産性年平均1%以上向上することが必要か。	収益力強化設備の中の個別設備については、生産性向上の要件はありません。あくまで投資利益率が7%以上となるかどうかのみで判断します。
B- 11	一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合申請することは可能か。	完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。
B- 12	補助金を受けて圧縮記帳をする設備の場合、圧縮記帳後の金額が取得価額となるが、投資利益率の算出に当たり、分母に入れる金額は圧縮記帳後の金額でよいか。	いいえ、投資利益率算出の際には、圧縮記帳前の数字を使ってください。
B- 13	投資利益率の算定にあたって、複数年にわたり設備投資を行う場合、複数年の投資を1つの設備投資計画としてよいか。	投資計画は、実施される設備投資がその目的に照らしてひとつの事業として実施される場合は、当該投資が複数年にわたっても、ひとつの投資計画とする必要があります。他方、それぞれの投資の目的、期待する効果が異なる場合はそれぞれの投資ごとに申請していただく必要があります。
B- 14	制度利用後の状況報告書(様式6)は税理士等の確認は不要か。	不要です。また、変更確認申請書(様式4)においても、税理士等の確認は不要です。一方、投資目的の自体が変更になるなど、投資計画の大幅な変更があった場合には、確認申請書(様式1)を再提出いただくことになり、その際には再度税理士等の確認が必要になります。
B- 15	既存の設備につき、資本的支出を行った場合も対象となるか。	既存の設備に対する資本的支出は、原則として、本税制の「取得等」には当たらないことから、対象なりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について本税制の適用を受けることができます。
B- 16	経営力向上計画にはどのように設備投資計画を記載すれば良いのか。	確認申請書の「5 設備投資の内容」について、経営力向上計画の申請書の「8 経営力向上設備等の種類」の欄に記載してください。

Q & A集(D類型)

No	質問	回答
D- 1	子会社の設備は対象となるのか。	経営力向上計画を親会社と子会社で共同申請した場合、対象となります。
D- 2	M&Aを行った場合は、本税制のうち、D類型しか適用できないのか。	D類型に加え、A及びB類型についてもそれぞれの要件を満たしていれば対象となります。
D- 3	要件である有形固定資産回転率又は修正ROAの目標値について、目標未達だと認定は取り消されるのか。	取消要件とはなっておりません。ただし、認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業が行われていない場合は、認定を取り消すことがあります。

Q&A集(E類型)

No	質問	回答
E- 1	100億宣言とは何か。	「100億宣言」とは、中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という経営者の皆様にとって野心的な目標を設定し、実現に向けた取組を行っていくことを、宣言するもので、売上高100億円を実現するための企業の強いコミットメントと具体的な実現可能性を明らかにし、我が国及び地域の経済を支える中小企業の加速的な成長に向けた機運の醸成を図るものであります。また、宣言した企業の取組を「見える化」し、より一層の機運醸成を図るため、100億企業成長ポータルに、当該宣言を掲載します。なお、本税制の適用の前提となる投資計画の確認申請書には、100億企業成長ポータル上の自社の100億宣言が掲載されているページのURLを記入する必要があります。
E- 2	100億宣言の申請にはどれくらいの時間がかかるか。	通常、登録内容についての修正依頼事項がない場合、ご登録いただいた日から10営業日以内に宣言文がポータルサイトにアップロードされます。なお、補助金等の申請に関連して登録申し込みが多数集中する時期には、更に数日を要する場合があります(本ポータルサイトのトップページお知らせ欄をご確認ください)。また、E類型の利用にあたっては、確認申請書(様式1)作成時には100億宣言が掲載されている必要がありますので、期間に余裕を持って掲載申請をお願いします。
E- 3	100億宣言の申請にあたっての留意事項を教えてほしい。	宣言の掲載申請に必要な書類や申請に当たっての留意事項については、100億宣言のポータルサイト(https://growth-100-oku.smrj.go.jp/)をご覧下さい。
E- 4	建物の着工を開始した日とは具体的にいつを指すのか。	建物の着工を開始した日は、建築基準法の規定による確認済証を受けた日となります。
E- 5	複数年度において建物及びその附属設備を新設又は増設する投資計画を策定する場合、事業の用に供する日の属する事業年度(以下「供用事業年度」という。)毎に給与増加割合の目標値の設定が必要か。	はい、供用事業年度毎に設定が必要です。その場合、確認申請書における供用事業年度の給与増加割合の目標値記載欄を複製の上、それぞれの目標値を記載し、申請してください。また、当該給与増加割合に係る様式7の報告について、特に本税制の活用を想定する場合には、供用事業年度の税務申告書への添付が必要になりますので、供用事業年度終了日から20日以内に所轄の経産局への提出が必要です。
E- 6	一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合、申請することは可能か。	今後、新たに建物及びその附属設備を新設又は増設する場合のように、完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。
E- 7	雇用者給与等支給額の報告に当たって、決算書等の添付は必要か。	添付は必要ありませんが、説明が求められる場合がありますので、その際はお手元にご準備ください。

E- 8	投資計画の確認申請書の申請日と同一事業年度に経営力向上計画の申請を行ったが、経営力向上計画の認定が翌年度になった場合も、当該投資計画の確認は無効にならないか。	この場合において、当該投資計画の確認は無効にはなりません。なお、投資計画の確認書の発行は、繁忙期であっても、申請から1ヶ月以内を目処としておりますが、書類に不備がある場合や書類の修正対応に時間を要する場合につきましては、更に時間がかかることがありますので、余裕を持った投資計画の確認申請が必要です。
E- 9	投資計画の確認申請日の前事業年度の決算が終了していない場合等、売上高が決まっていない場合、2期前の売上高を利用することはできないのか。	投資計画を策定することができる事業者の売上高(10億円超90億円未満)を判定等する基準事業年度は、経営力向上計画申請日の前事業年度とされているため、2期前の売上高を利用することはできません。
E- 10	雇用者給与等支給額の定義について教えてほしい。	「適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額」をいいます。ただし、「補填額」(給与等に充てるため他の者(その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含みます。)から支払を受ける金額から「雇用安定助成金額(国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額)」及び「役務の提供の対価として支払を受ける金額」を除いた額をいいます。)がある場合には、給与等の支給額から控除します。
E- 11	確認申請書5.設備投資の内容②にはどのような設備を記載するのか。また予定単価の根拠となる見積書等は不要か。	確認申請書5 設備投資の内容②は、本税制の活用を想定している経営規模拡大設備等以外の経営規模拡大設備等を記載する欄ですので、この欄に記載する設備は、本税制における対象設備の最低取得価額に満たない設備、中古品及び、税制適用期限外に取得する設備等を想定しています。また、予定単価根拠となる見積書等は不要ですが、投資利益率の分母の算定根拠となりますので、類似事例の実績額等の根拠資料が必要です。
E- 12	確認申請書11.経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備等の取得価額の合計額について、「導入」とは、具体的にどのようなことを指すのか。	導入とは、取得することを指します。このため、設備等の導入予定日は、設備等の取得日すなわち、引き渡しを受けた日を指します。
E- 13	確認申請書14.(1)自己資本比率、(2)EBITDAの数値はいつ時点のものを記載すればよいか。	申請日の属する事業年度の前事業年度の数値を記載してください。
E- 14	建物の供用事業年度の前年度に先行取得した機械装置等を、建物供用年度に当該建物に設置することを見込む場合、当該機械装置等を、確認申請書5 設備投資の内容①、税制措置活用を想定している経営規模拡大設備等の欄に記載することは可能か。	新增設する建物に、経営規模拡大設備等の要件(導入予定の設備が売上高の増加に貢献する等)を満たす機械装置等を設置する場合であれば記載が可能です。

E- 15	投資計画の確認申請時点で100億宣言を申請したが、100億宣言のHPに掲載されていない場合、確認申請書18「自社に係る100億宣言のURLを記載の欄は空欄とし、後日、追記することは可能か。」	申請時点で空欄で提出し、申請後に宣言が公表されたら追記することで対応可能です（ただし、記載が無いままの状態で確認書を発行することはできません）。
E- 16	投資計画実施状況報告（様式6）において実施状況が目標を下回った場合はどうなるのか。	投資計画の実施状況が目標を下回ることは、認定の取消要件とはなっておりません。ただし、認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業が行われていない場合は、認定を取り消すことがあります。また、売上高の目標値を3年連続で達成できなかった場合は、新たにE類型の投資計画に関する確認を受けることが出来ません。
E- 17	投資計画の確認申請を済ませた新增設する建物内に、追加で機械装置を設置しようとする場合、変更確認申請はいつまで可能か。	投資計画の確認申請を済ませた建物内に、機械装置を追加する変更確認申請は、建物及びその附属設備が事業の用に供される日の前であれば可能です。